特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（暫定版）

（令和六年五月三十一日政令第二百号）

内閣は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第五条第一項、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条　特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。

（法第十二条第一項の政令で定める事項）

第二条　法第十二条第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一　業務の内容

二　業務に従事する場所、期間又は時間に関する事項

三　報酬に関する事項

四　契約の解除（契約期間の満了後に更新しない場合を含む。）に関する事項

五　特定受託事業者の募集を行う者に関する事項

（法第十三条第一項の政令で定める期間）

第三条　法第十三条第一項の政令で定める期間は、六月とする。

附　則　〔抄〕

（施行期日）

１　この政令は、法の施行の日（令和六年十一月一日）から施行する。